

この法令の意味は「四人の鎮西奉行人を定めるから、今後、訴訟は鎮西で取り扱い、鎌倉や京都へ出かけて訴訟してはならない。しかし、四奉行人が裁許しがたいことは上申し、越訴の場合は、四奉行人が調べて上申せよ。関東の人が九州の人を訴えた場合は、九州で裁判するから、九州へ下向せよ」というものである。「大友文書」では、四奉行人のだれかが訴えられた場合は残りの人々が調査せよとある。

### 鎮西談議所の権限

幕府は異国警固を最重要事と考えて、九州の訴訟は博多で裁判することにした。従来訴訟の裁決権は源頼朝が保持していたが、執権北条氏の手に移り、鎌倉と京都六波羅のみ取り扱ったのであるが、異国襲来という非常時に際して、北条一門でない四奉行に裁許権を移譲したのである。これは重大な政策の変更であった。平頼綱の失政の一つであるという批判が北条一門から起こるに違いない。この特殊裁判機関を鎮西談議所と呼ぶようになった。

## 二 鎮西四奉行人宇都宮通房

肥後守護代から 鎮西四奉行人のうち、大友兵庫入道頼泰と少弐経資は豊後と筑前の守護であり、宇都宮筑後国守護へ 薩摩入道通房と渋谷権守重郷とは肥後・日向の守護北条氏の代官であった。すなわち、

守護クラスの御家人二人と北条一門の被官（御内人）二人という構成であり、宇都宮通房は御家人ではあるが、北条得宗家の「御内人」化していることが分かる。

御内人の統率者（内管領）平頼綱が御内人を起用したと考えることができる。

宇都宮通房は北条一門の信頼が厚かったようで、永仁三年（一二九五）六月には、筑後国守護であることが『宇佐宮益永文書』で知りうる。また通房の子頼房も数年間、筑後国守護を務めた。

**鎮西引付衆** 永仁七年（一二九九）の鎮西評定衆、鎮西引付衆の中に、宇都宮通房の名が見えない。この**宇都宮頼房** ころには死去していたと思われる。もつとも、二番引付衆のなかに、薩摩六郎左衛門尉が

いる。これが宇都宮頼房ではないかと思われる。頼房は通房の六番目の子息で、紀井宇都宮氏惣領になったのではなからうか。『紀井宇都宮系図』には、太郎盛房、三郎経房、八郎道氏、九郎実景の名が知られるが四郎から七郎までが不明である。

## 第六節 鎮西探題と北条一門の進出

### 一 鎮西探題の成立

**鎮西探題の成** 蒙古使が来朝する直前の文永二年（一二六五）ごろ、国司の力が衰え、従来、国司が行つてきた宇佐宮の造営や神宝調進が、武士の抵抗によってできなくなったため、鎌倉幕府が**立経過と権限** 代わって、これらを執り行うことになった。

幕府は九州の代表的な御家人である少弐氏と大友氏に、守護管国を超えた六か国二島に及ぶ権限を与え、